

国 住 指 第 1871 号
令 和 元 年 10 月 1 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

中間検査の推進について

共同住宅に係る界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっている事案の発生を受け、学識経験者等からなる外部有識者による「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」において再発防止策等についてご検討いただき、令和元年8月2日にとりまとめが行われたところです。

本とりまとめにおいては、「中間検査が実施される場合、工事の中間段階で、建築主事又は指定確認検査機関による現場検査等が行われることにより、防火基準や遮音基準の違反に対し一定の抑止効果が期待される。このため、国は、特定行政庁に対して、3階建て以上の木造又は鉄骨造の賃貸共同住宅について、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案しつつ、積極的に中間検査の工程指定を行うよう、要請すべきである」旨が提言されております。

上記提言を受け、3階建て以上の木造又は鉄骨造の賃貸共同住宅について特定工程を指定していない特定行政庁においては、管内の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案しつつ、積極的に特定工程を指定いただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。